

入札（見積）結果調書

令和 3 年度

契約番号	第11-21-00013号		
件名	水道局各庁舎空気環境測定業務		
入札(見積)年月日	令和 3年 3月 3日	午前10時 05分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,276,000 円	主管課	11 総務課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000014510 (株) につかん		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) 環境プロジェクト		2,700,000					
(株) スリーエスマンテナンス		1,480,000					
(株) につかん		1,160,000					落札
日本衛生(株)		1,500,000					
(備考)							



業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 業務統合サーバ運用支援及びシステム保守業務（令和3年度上期）
- 2 業者名 NECフィールドディング株式会社 東日本営業本部 北海道営業部
- 3 特定理由 本業務は、平成28年度に更新した業務統合サーバについて、サーバの運用支援及びシステム保守を行うものである。
業務統合サーバ上では、複数の業務システム（電話受付、マッピング、ファイリング等の6システム）が稼働しており、各業務システムは安定稼働が求められる重要性が高いものであるため、運用支援及びシステム保守業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。
上記業者は、業務統合サーバの構築業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号

入札（見積）結果調書

令和 3 年度

契約番号	第15-21-00002号		
件名	水道局収納金集金業務		
入札(見積)年月日	令和 3年 3月 3日	午後 1時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	8,635,000 円	主管課	15 営業課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	50000000710 (株)北海道銀行		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)北海道銀行							決定
		7,850,000					
(備考)							



業者特定理由書

- 1 件名 水道局収納金集金業務
- 2 特定業者名 株式会社 北海道銀行
- 3 特定理由 下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

(1) 業者の特定

水道局各庁舎の現金収納員等が収納した金銭は札幌市水道局会計規程第 29 条の規定により、収納した日もしくは翌日までに出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

過去には、出納取扱金融機関の派出所が水道局各庁舎内に配置され、金銭の払込み及び入金処理が円滑に行われていたが、撤退したことにより、金銭を庁舎外の金融機関に払い込まなければならないようになった。払込み後において迅速に水道局の収入とするには、各庁舎単位で出納取扱金融機関の事務センターに直接持ち込む必要があり、事故防止の観点から複数名の職員で運搬しなければならない。

また、水道局各庁舎等で領収した収納金と収納原符の取りまとめ及び払込みを一括して委託することで、個人情報漏洩防止及び一連の業務として効率化を図ることができ、職員配置や経費面等事務効率の観点から、専門業者に委託することが合理的であり、安全性も確保される。

上記業者は、札幌市水道局と出納取扱金融機関として複数年の契約を結んでおり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等全ての収納金及び収納原符を取りまとめ、読取処理及び収納データ作成まで一連の業務を行っている。

これらのことから、当局の仕様に沿って指定期日までに安全・確実に払込業務を遂行できる唯一の業者である株式会社北海道銀行を特定する。

(2) 根拠規程

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。

(3) 参 考

令和 2 年度上期業務実績

集金取扱回数	836 回	(前年度実績	766 回)
集金取扱袋数	2,856 袋	(前年度実績	3,330 袋)
集金取扱金額	83,192 千円	(前年度実績	123,251 千円)

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件名 : 上下水道料金収納原符読み取り処理及び収納データ作成業務
- 2 特定業者 : 株式会社 北海道銀行
- 3 業務内容 : 各金融機関及び水道局で支払われた上下水道料金並びに口座振替により支払われた上下水道料金等のデータを読み取り、収納データの作成を行う業務である。
- 4 特定理由 : 金融機関等の窓口や口座振替で支払われた水道料金については、上下水道料金オンラインシステムへ収入日等を早期に反映させるため、当局の電算処理に沿って指定期日までに収納データの読み取り及びシステムへの取込が可能な収納データの作成を行う必要がある。このため、収納原符の取りまとめから収納データの読み取り、収納データ作成までの一連の業務を同一業者に一括委託することで、収入確認の最短化と、未収金に係る収納業務の効率化につながるものである。
上記業者は、当局の出納取扱金融機関であり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等のすべての収納金及び収納原符の取りまとめを行っており、本業務を一括して履行できる唯一の業者であることから、上記業者を特定する。
- 5 根拠規定 : 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」
に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定する。

記

- 1 件名 水道局本局庁舎空調自動制御設備等保守管理業務
- 2 業者名 ジョンソンコントロールズ(株)北海道支店
- 3 特定理由 空調自動制御装置は、外気温などの外部負荷や室温、湿度を検出し、冷暖房、換気等の各空調設備の運転調節を自動で操作するものである。

空調設備全体の構成と空調システムの運転方式は、建物ごとに独自に設計されているものであることから、これらの制御を行う自動制御装置を修繕するには、製造元のみが保有している技術やデータが必要である。

本局庁舎の空調自動制御装置は、横河ジョンソンコントロール株式会社（現ジョンソンコントロールズ株式会社）製であり、ジョンソンコントロールズ株式会社北海道支社は、当該装置に係る技術やデータを保有している唯一の会社である。

以上より、上記業者以外では業務を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川浄水場空調自動制御設備等保守点検業務
- 2 事業者名 ジョンソンコントロールズ(株)北海道支店
- 3 特定理由 空調自動制御装置は、外気温などの外部負荷や室温、湿度を検出し、冷暖房、換気等の各空調設備の運転調節を自動で操作するものである。
空調設備全体の構成と空調システムの運転方式は、建物ごとに独自に設計されているものであることから、これらの制御を行う自動制御装置を修繕するには、製造元のみが保有している技術やデータが必要である。
白川浄水場の空調自動制御装置は、横河ジョンソンコントロールズ株式会社（現ジョンソンコントロールズ株式会社）製であり、ジョンソンコントロールズ株式会社北海道支社は、当該装置に係る技術やデータを保有している唯一の会社である。
以上より、上記業者以外では業務を履行することができない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することとしたい。

記

1 件名

財務会計システム維持管理業務

2 業者名

(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道

3 特定理由

本業務は、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道社製の財務会計システムの運用支援や障害時の復旧作業等の保守を実施するものである。この業務を的確に実施するためには、財務会計システム全体に対する正確な知識と熟練された経験が必要となる。また、本システムの構築情報は、外部に公開されていないことから他社では、業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している業者は、財務会計システムの構築を行った(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道の1社しか存在しない。

このことから、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 ユーザ管理システム保守業務
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、平成 30 年度に利用開始したユーザ管理システムについて、定期的なログの確認や、不具合発生時の調査・復旧作業等を行うものである。
ユーザ管理システムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道が当局の調達仕様に基づき専用開発したものであり、同業者はシステム構造やシステム改修方法について把握している唯一の業者であるため、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 件名 | 河川流達時間予測システム保守点検業務 |
| 2 業者名 | (株)NTTデータ北海道 |
| 3 特定理由 | <ul style="list-style-type: none">・本システムは、水源での事故・災害等の際に、その異常水が各浄水場に到達する時間をリアルタイムに予測計算するシステムである。・本業務は、定期的な点検整備、良否判断、並びに不具合発生時等の対応を含むものであり、本業務の履行には、本システムについての熟知・精通が不可欠である。・また、本システムは緊急時に使用されるものであり、本システムに不具合が発生した際には、迅速かつ信頼性における復旧作業を行う必要がある。・本システムのソフトウェアは、上記業者が本市用に制作したものであり、著作権法で保護されている。そのため、本システムのプログラム構造は上記業者以外には知りえない情報である。・以上により、上記業者でなければ本業務を行うことはできない。 |
| 4 根拠規定 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。 |

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 料金統合サーバ運用支援及びシステム保守業務
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、平成 30 年度に調達した上下水道料金オンラインシステムの新サーバ（以下、「料金統合サーバ」という。）について、サーバの運用支援及びシステム保守を行うものである。
料金統合サーバでは、重要性が高い料金システム及び窓口システムが稼働しており、安定稼働が求められている。このため、本業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。
上記業者は、料金統合サーバの構築業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 水質情報管理システム更新における構築業務

2 事業者名 (株) エヌ・ティ・ティ・データ北海道

3 特定理由

本業務は、令和2年度に実施された水質情報管理システム更新における設計業務を受けたシステム構築業務である。

本業務は設計業務と密接不可分の接続性を有するものであり、前業務の調達の手相手方以外のものから調達をした場合、前業務における設計業務結果の調査、把握に当局及び相手方双方に多大な作業を要するとともに、相互に齟齬が生じる恐れが拡大し、完成するシステムの品質にも多大な影響を及ぼす恐れがある。

このような状況は、令和4年3月中旬に予定される更新後の水質情報管理システム稼働開始を遅延させるリスクとなり、ひいてはシステムの安定的な稼働も困難となる恐れがある。

以上のことから、当該業者でなければ既契約役務の便益を享受することに著しい支障が生ずる恐れがあるため。

4 根拠規定

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。